

食の商品開発補助金

募集期間：【下期】令和3年7月1日（木）～7月30日（金）

売れる商品を作りたい食品事業者を募集！
新潟市内食品製造業者または6次産業化を目指す
農業者等が行う商品開発・改良の取り組みを支援します！

※※非食品にかかる取り組みは対象になりません。

《 補助額・補助率 》

補助上限額 30万円

機能性表示食品の開発または、
海外販路を目指す取組みの
場合の上限額を上乗せ

▶ 50万円

補助率 2/3以内

前年または前々年同期比15%
以上の売上減少が認められ、
かつ売上減少理由が新型コロナ
ウイルス感染症の影響であ
ることが明確である場合

▶ 3/4以内

《 事業例・補助対象経費 》

こんな方にオススメです！

売上アップを目指して新商品を開発したい！

バイヤー・消費者に対応した商品改良を行いたい！

原料を購入したい！

機械をリース・レンタルしたい！

成分検査を委託したい！

こんなことに使えます！～補助対象経費

原材料費／機械装置・加工費／外注・委託費／その他経費

詳しい内
容や募集
要項はこ
ちらから



《 お問い合わせ 》

公益財団法人 新潟市産業振興財団 ビジネス支援センター

〒951-8061 新潟市中央区西堀通6-866 NEXT21 12階 TEL 025-226-0550 info@niigata-ipc.or.jp

事業名称		食の商品開発補助金	
補助対象者		以下の①～③のすべてを満たすことが必要です。 ①新潟市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者 ②新潟市税の未納が無い者 ③募集要項記載【別表2】の①から④に掲げるいずれにも該当しない者	
補助対象事業		以下の①から④の要件を全て満たす事業が対象となります。 なお、機能性表示食品の開発・改良に取り組む場合は⑤、海外輸出を目指す商品の開発・改良に取り組む場合は⑥の要件を満たす事業であることとします。 ①自社商品（流通可能な加工食品・飲料）の開発・改良の取り組みであること ②開発・改良した商品（試作中を含む）の評価をバイヤーまたは最終消費者から受けること ③補助対象事業が、補助対象期間内に完了すること ④以下に該当しないこと ア 本事業期間内に、同一の内容で国（独立行政法人を含む）、地方自治体または他の団体から補助金等の交付その他助成を受けているまたは受けることが決まっているもの イ 事業内容が射幸心をそそるおそれがある、公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがある、公的な支援を行うことが適当でないと思われるもの ⑤新潟市健康づくり応援食品の認定を目指し、成分分析などエビデンスの取得を行う取り組みであること。 ⑥補助対象期間内に、海外見本市の出展などにより海外バイヤーとの商談を行う。または、海外消費者の意識調査を実施すること。	
補助内容	補助率	通常	新型コロナウイルスの影響による売上減の場合 ※1
		補助対象経費の3分の2以内	補助対象経費の4分の3以内
		過去5年以内に当財団の類似の補助を受けた場合 ※2 補助対象経費の2分の1以内	過去5年以内に当財団の類似の補助を受けた場合 ※2 補助対象経費の3分の2以内
		※1 前年または前々年同期比15%以上の売上減少が認められ、かつ売上減少理由が新型コロナウイルス感染症の影響であることが明確である場合創業1年未満の場合、申請日前の任意の1カ月間の売上高とそれより前の連続する任意の3カ月間の売上高平均と比較することとし、かつ売上減少理由が新型コロナウイルス感染症の影響であることを明確に示すことができる場合） ※2 平成28、29年度に食のマーケットイン支援補助金制度、または平成30年度以降に同制度の商品開発コース、または令和2年度に食の商品開発補助金を利用したことがある事業者	
	補助上限額	要件①～④を満たすもの：30万円 要件①～④及び⑤または⑥を満たすもの：50万円	
		補助対象期間	上期：交付申請日から令和3年11月30日（火）まで 下期：交付申請日から令和4年 2月28日（月）まで
補助対象経費		ア 原材料費 イ 機械装置・加工費 ウ 外注・委託費 エ その他の経費 ※詳しくは募集要項をご確認ください	
募集期間		上期：令和3年4月1日(木)～4月30日(金)午後5時30分 下期：令和3年7月1日(木)～7月30日(金)午後5時30分	
事業の主な流れ			

《 お問い合わせ 》